

宇治市週休2日制工事試行要領（土木工事）

（趣旨）

- 1 本要領は、宇治市が発注する土木工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

（目的）

- 2 建設業における将来の担い手確保やワークライフバランスの改善のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

（対象工事）

- 3 原則、宇治市が発注する全ての土木工事を対象とする。ただし、工事の特性により週休2日制工事に馴染まない以下の工事については対象外とする。
 - （1）緊急対応工事
 - （2）単価契約の工事
 - （3）著しく施工期間が短い小規模工事（予定価格 50 万円未満）
 - （4）上記（1）～（3）の他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

（用語の定義）

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。
 - （1）土木工事
河川工事、道路工事、上下水道工事、公園工事、その他これらに類する工事をいう。
 - （2）現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。
 - （3）現場着手日
工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
 - （4）現場終了日
工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。
 - （5）後片付け期間
工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(6) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 工事の全面中止日数

(7) 週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日（以下「土日祝」という。）現場閉所された状態をいう。

(実施方法)

5 実施方法は次のとおりとする。

(1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。（別紙1）

なお、当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。

(2) 受注者は、契約後、週休2日を達成するための現場閉所日確認表（別紙2）を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。

(3) 受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。

(4) 受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。

(5) 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

6 発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表により現場閉所日数の割合等（実績）を確認する。

(工事成績評価)

7 週休2日の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行う。

また、施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評価の「工程管理」で加点を行う。

なお、施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が28.5%（8日/28日）以上

の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点は行わない。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札の公告又は入札通知等を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 1 1 月 1 日以降に入札の公告又は入札通知等を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に入札の公告又は入札通知等を行う工事から適用する。